

神戸石炭訴訟 気候変動を防ぐ、大気汚染を防ぐ、そして子どもたちに未来をつなぐ。

News Letter VOL.16

発行/2023年 6月1日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会

〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-行政訴訟 終結…司法は気候変動による人権侵害に向き合わず！-



判決期日・入廷行動



原告・弁護団による判決 旗出し

石炭火力発電所の稼働差止め認めず

気候変動への危機感なし

気候変動対策への司法の役割を放棄

2023年3月、行政訴訟の上告審の判断と、民事訴訟の第1審判決がなされました。本稿では、それぞれについて報告いたします。行政訴訟に関しては、誠に残念ながら、上告棄却と、上告受理申立てを受理しない決定がなされました。

1. 行政訴訟の終局

神戸製鋼所の新設石炭火力発電所に関する国に対する行政訴訟(経済産業大臣による環境影響評価書の確定通知の取消請求)について、2022年4月26日に大阪高等裁判所がした判決に対して、原告団は上告及び上告受理申立てをしております。上告の理由は憲法の違反があること、上告受理申立ての理由は法令の解釈に関する重要な事項があること、とそれぞれ要件が異なります。

これに対し、2023年3月9日付で、最高裁判所第1小法廷は、上告を棄却し、上告受理申立てについて受理しない決定をしました。これにより今回の確定通知の取消しを求める裁判は終局を迎えました。最高裁判所の判断は、上告理由や上告受理申立ての要件を満たさないという形式的なもので、大阪高等裁判所の判断が是認された形となります。

大阪高等裁判所は、CO₂排出に関する適正環境配慮審査の違法性を争う原告適格を否定するとともに、大気汚染に関する違法性を争う原告適格を認めた者についてもCO₂排出の違法性を主張制限しました。この結果、日本においては誰一人として石炭火力発電所のCO₂排出につき環境影響評価書の違法性を争うことができないこととなりました。また、大気汚染に関する違法性については、環境適正配慮に関して経済産業大臣の広範な裁量を認めたとうえで、2018年5月時点において、PM2.5を環境影響評価に導入すべきであるということが、国際的・社会的に一般的であって、求められていたとまで認めることはできない、そのため、経済産業大臣の判断が裁量の逸脱濫用と認めることはできないとしていました。

世界において、気候変動およびCO₂の大量排出が違法な人権侵害であると認識され、世界各国の裁判所がこれを前提とした判決を次々に下している中で、今回の最高裁の決定は気候変動による被害について司法の救済の道を閉ざしかねないものであり、気候変動が人権侵害であるとの認識が不十分であるとして、原告団・弁護団は最高裁の判断に対して強く抗議します。

なお、本件の成果といえることは、①新設石炭火力発電所に関する経済産業大臣の環境影響評価書の確定通知が取消し訴訟の対象となる行政処分であることが認められたこと、②大気汚染の影響を受ける可能性がある周辺住民につき大気汚染にかかる環境影響評価の違法性を争う原告適格が認められたことです。

また、行政訴訟の判断の基準時は、確定通知がなされた時点となりますので、気候変動の知見が進歩すれば異なる判断がなされる可能性があります。高裁判決も「この判断は、現時点の社会情勢を前提としたものであって、今後の内外の社会情勢の変化によって、CO₂排出にかかる被害を受けない利益の内実が定まってゆき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない。」と原告適格を認める可能性に言及しています。

さらに、裁量判断の違法性についても、「PM2.5に関する研究の急速な発展によって、PM2.5を環境影響評価に取り込む国々や事例は増加していくものとうかがえるところ、そのような段階に至ったときは別論である」とも指摘しています。

2.民事訴訟の第一審判決

周辺住民が原告となって、神戸製鋼所・コベルコパワー神戸第二・関西電力を相手方として、新設石炭火力発電所2基について稼働差し止め等を求めていた民事訴訟(2018年9月14日付提訴)について、神戸地方裁判所第2民事部は、2023年3月20日、原告らの請求を棄却する判決を下しました。

本判決は、神戸市灘区に建設された新設石炭火力発電所から人口密集地に対して排出される大気汚染物質に関して、特にPM2.5による住民らの人格権に対する侵害については、住民らの健康を害する具体的危険をもたらすレベルにはない、と判断しました。また、PM2.5による健康侵害のリスクについても、深刻な不安を生じさせるだけの客観的な危険性は認められない、と判断しました。

新設石炭火力発電所から排出されるCO₂については、石炭火力発電所を含むCO₂の大量排出が気候変動の悪化に寄与していることは一般論として認めました。そして、CO₂の排出に起因する地球温暖化によって健康等にかかる被害を受けないという利益は、人の生命、体の安全、健康にかかわる利益であって、人格権により保護されることは明らかであるとして権利性を認め、権利性がないとする被告らの主張は排斥しました。地球温暖化による人格権の侵害という事情は、侵害の具体的危険の有無で考慮されるべきものであると指摘しています。

しかしながら、本判決は、原告らがいつ、どこでどのような災害に遭遇するかは不確実だとしううえで、気候変動が原告ら自身にもたらす危険性は、いまだ具体的なものではなく、伝統的人格権による差止を否定しています。また、日常生活においてより安定した気候を享受し、不安や恐怖のない生活を送る権利として平穏生活権(安定気候享受権)に基づく差止請求については、不確定な将来の危険に対する不安であって現時点において法的保護の対象となるべき深刻な不安とまではいえないとして、差止請求を認めませんでした。本判決は、気候変動の切迫性の認識を欠き、危機感を十分に認識してないと言わざるを得ません。

本判決の問題点は、科学の知見を軽視して、人格権への侵害の危機感を十分に理解しなかったことによるものです。政治や行政上の手当がなされないまま人権侵害が生じてきたことは過去の公害の歴史をみると明らかであって、本判決は人権保障の最後の砦である司法の役割を果たしていないといわざるを得ません。

折しも本判決と同日に、IPCCは第6次評価報告書の統合報告書を公表しました。同報告書は、気温上昇を1.5°Cに抑えるために削減目標の前倒しが必要である指摘して対策の加速を求めています。それを受けて、国連のグテーレス事務総長は、「気候の時限爆弾が針を進めている」と発言しています。

私たちは、本判決に強く抗議するとともに、すみやかに控訴して、世界の公害施設としての本件石炭火力発電所を含む石炭火力発電所の問題点を、引き続き、裁判所、事業者、市民のみならず、広く国際社会に訴えてまいります。

判決を受けて発表した共同声明

行政訴訟、民事訴訟の判決を受けて、原告・弁護団は共同声明を発表しました。判決文、共同声明は神戸石炭訴訟のHPに掲載しておりますので、ご覧ください。また、地元紙の神戸新聞は3月22日、「CO₂排出による地球温暖化に関して、判決は「不確定な将来の危険に対する不安というべきで、現時点で法的保護の対象となる深刻な不安とまではいえない」と述べた。気候変動は世界が直面する喫緊の課題であり、住民の不安が「深刻ではない」という判断には疑問が残る。」とする社説を掲載しました。

今後も、控訴審において、石炭火力による環境影響について司法の場で訴えてまいります。

【声明】神戸製鋼石炭火力行政訴訟

最高裁却下決定についての原告団・弁護団共同声明(2023/3/18)

原告・弁護団は共同で声明を発表し、裁判所の判断について4点の問題を指摘しました。

1. 気候変動に対する危機感の欠如と気候科学への無理解
2. 気候変動は、深刻な人権侵害をもたらし、すべての個々人の人権侵害の問題あるという法的認識の欠落
3. 行政判断における裁量の最大限の尊重と司法の関与を控える姿勢
4. EUをはじめとする世界の裁判所は伝統的法理論を気候変動問題に巧みに応用した新しい判断を示し、人権の砦としての役割を果たす一方、日本の司法は、その役割を自ら放棄

一方で、このような気候変動への危機感の欠如や環境アセスの欠陥への鈍感さは、裁判所だけの問題ではなく、日本の国民全般の気候変動に対する危機感の欠如(マスコミも含む)の表れと言わざるを得ないと言及し、現状の社会認識が大きく変わる必要があると問題提起しました。

【声明】神戸製鋼石炭火力民事訴訟

一審判決についての原告団・弁護団共同声明(2023/3/23)

世界を見回すと、パリ協定やグラスゴー気候合意が目指す1.5℃目標を達成するために、排出できるCO₂は限定されている中で(カーボンバジェット論)、全ての排出源が気候変動に寄与していることを前提に、オランダ最高裁判所(2019年)やドイツ憲法裁判所(2021年)は早期の排出削減の必要性を根拠に国の削減義務を認め、また、ハーグ地方裁判所は不法行為法上の注意義務に基づき、大規模排出事業者であるシェルについて、CO₂の削減義務を認めました(2021年)。そのような世界の先端的判決と比較して、本件判決は、気候変動に対する危機感を決定的に欠き、気候変動時代の新たな人権侵害への対応姿勢を欠くと言わざるを得ません。

岸田内閣は、GX政策において、アンモニアや水素の混焼を導入することで石炭火力発電所を2050年までも活用する方針を打ち出しました。しかし、石炭火力のCO₂の排出は天然ガス火力の2倍も多く、予定された期間、これらを稼働するとそれだけで残余のカーボンバジェットを消費してしまいます。GX政策は、先進国では2030年に石炭火力発電所を廃止しようとしている国際的な流れやIPCC第6次評価報告書の警告に逆行し、2030年46%削減の国家目標の実現を遠のさせるものです。また、CO₂を大量に排出する「汚く」「高い」電力を用いた製品やサービスは、今後、長期にわたり、日本の国際的信用と競争力を落としていくこととなります。

行政訴訟判決声明はこちら



民事訴訟判決声明はこちら



ご案内

ウェビナー 気候訴訟最新動向-問われる司法の役割- (5/29開催)

神戸石炭火力訴訟の弁護士が、欧州における気候訴訟の調査へ行きました。その際に得た情報を報告する、ウェビナーの開催が気候ネットワークにて予定されています。ウェビナーでは、欧州の気候訴訟にかかる研究者や原告となったNGOなどからのヒアリングを行い、世界の気候訴訟の最新動向を報告する予定です。また、気候変動という人類が経験したことのない新たな人権侵害についての司法の役割について考えます。ぜひ、ご参加ください。

詳細：<https://www.kiconet.org/event/2023-05-29>

詳細、参加登録はこちら→



ご案内

シンポジウム 私たちが裁判を通して変えたい未来 —気候危機の今、神戸石炭火力訴訟で何を訴えてきたか(6/11開催)

神戸の石炭火力発電を考える会では、2つの石炭火力訴訟の判決、エネルギー政策の情勢変化を受けて、シンポジウムの開催を企画しました。今回のシンポジウムでは、気候危機を回避するため、日本のエネルギー政策における課題について、大島堅一先生(龍谷大学)からの報告があります。そして、神戸石炭訴訟の2つの裁判における判決を受けて、原告・弁護団が、何を法廷で訴えてきたのかについて報告します。また、登壇者や、原告、地域で環境問題に取り組む方などによるパネルディスカッションで、**2030年CO₂排出半減**に向けて、市民に何ができるかを議論します。会場、オンラインのハイブリッド形式での開催となります。ぜひ、参加をご検討ください。

日時:2023年6月11日(日)13:30-16:00、会場:芦屋市民センター 市民会館 本館 401室
プログラム(予定)

【基調講演】「気候危機に逆行する日本のエネルギー政策」(仮)

大島 堅一(龍谷大学教授)

詳細、参加登録はこちら→



(判決報告)「神戸石炭訴訟でなにを訴えてきたのか」(仮)

青木 良和(弁護士 神戸石炭訴訟弁護団)

(パネルディスカッション)「2030年CO₂排出半減に向けて、市民は何ができるのか？」

パネリスト

大島 堅一(龍谷大学教授)、明智 清明(神戸石炭訴訟・原告)、池田 直樹(神戸石炭訴訟弁護団・弁護団長)

石井 奈美(コープ自然派兵庫 組合員理事)、星川 真砂(Fridays For Future Kobe・大学生)



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル

神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobeclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ
今後の裁判期日について



民事訴訟 控訴審期日

日程が決まり次第、HP等でお知らせいたします

場所:大阪高等裁判所

期日報告会:開催予定

～訴訟サポーターを募集中です～

サポーターとして、原告・弁護団をご支援ください。

クラウドサポーター

一口 1,000円～(寄付)

コアサポーター

一口 3,000円(会費制、ニュースレター送付等)